

令和8年 7月13日 15時00分

近 畿 地 方 整 備 局

淀 川 河 川 事 務 所

木 津 川 市 役 所

木津川堤防の不具合について(第1報)

淀川河川事務所が管理する木津川堤防右岸30k付近(京都府木津川市加茂町河原)において、堤防天端に陥没が生じている不具合を確認しました。

○概要

淀川河川事務所が管理する木津川の堤防において、令和8年7月10日(金)に堤防天端に陥没が生じている不具合を確認しました。(詳細位置は「別紙1」を参照)

陥没箇所は河原排水樋門(木津川市管理)の直上に位置しており、国と木津川市が連携して周辺の施設を含めた調査を速やかに実施のうえ、堤防天端陥没の原因究明や復旧方法について淀川河川事務所が設置する堤防調査委員会における有識者の意見を踏まえ、対策を進めて参ります。

なお、陥没が発生した箇所については、発生日同日中に堤防の空洞部分を土のうで閉塞させ、シートで養生する応急対策を完了し、立ち入り禁止措置を実施しています。(「別紙2」を参照)

○堤防調査委員会について

淀川河川事務所管内において破堤等の甚大な被害が発生した場合、原因究明と再度災害の回避策の検討を行うとともに早期の緊急復旧を支援することを目的に、専門家等からなる委員会を淀川河川事務所長が設置。(「別紙3」を参照)

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 京都府政記者クラブ
学研都市記者クラブ

<問合せ先><堤防の不具合に関すること>

淀川河川事務所 副所長 矢間 孝司 (内線206)
管理課長 山本 淳 (内線331)
電 話 072-843-2861(代表)

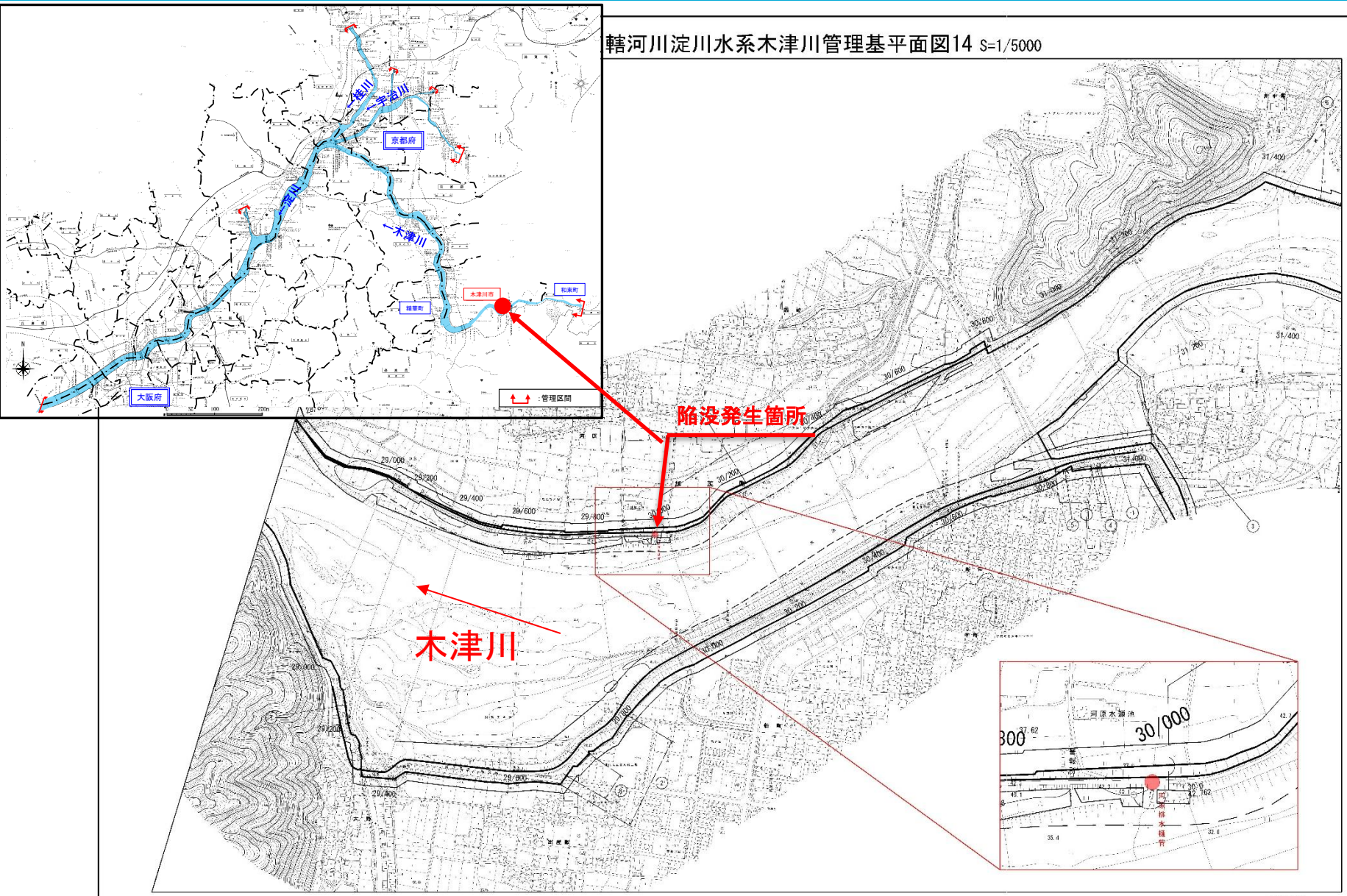
<河原排水樋門に関すること>

木津川市役所 管理課長 中野 友康 (内線371)
管理課長補佐 井筒 正純 (内線373)
電 話 0774-72-0501(代表)

位置図

別紙1

轄河川淀川水系木津川管理基平面図14 S=1/5000



1. 図 製 年度13年3月
2. 図 製 年度13年3月
3. 図 製 年度13年3月
4. 図 製 年度13年3月
5. 図 製 年度13年3月
6. 図 製 年度13年3月
7. 図 製 年度13年3月
8. 図 製 年度13年3月
9. 図 製 年度13年3月
10. 図 製 年度13年3月

陥没の発生状況および応急対策の状況

別紙2

堤防天端における陥没発生状況



陥没発生状況（幅80cm×40cm）



陥没発生状況（深さ1.5m）

陥没箇所の応急対策状況



陥没による空洞部を土嚢により閉塞



陥没箇所周辺をシート養生

淀川河川事務所管内 堤防破堤時の堤防調査委員会 規約

近年、局地的集中豪雨や時間雨量の増大もあって、全国各地で洪水・土砂災害が多発している。

中でも、河川堤防の決壊においては、甚大な被害が発生し国民の生命・財産が危ぶまれるばかりではなく、地域経済にも大きな打撃を伴う大災害となりうる。

これら堤防決壊による復旧対策については、十分な調査を実施のうえ破堤原因を特定し、緊急復旧・本復旧に円滑に対応する必要があることから専門家等からなる堤防調査委員会の設置を行うものである。

(名称)

第1条 本会は「淀川河川事務所管内 堤防破堤時の堤防調査委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、淀川河川事務所管内における直轄河川において破堤等の甚大な被害が発生した場合、原因究明と再度災害の回避に資するとともに早期の緊急復旧を支援することを目的に、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長が設置する。

(調査・検討内容)

第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を調査・検討する。

- (1) 堤防の現状把握と現地調査等
- (2) 破堤メカニズムの調査等
- (3) 堤防強化工法の検討

2 事前に各委員が、堤防の現状について把握する必要がある場合は、現堤防機能等に係る現状の把握・現地調査等を行うものとする。

(委員会)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を主催する。

(委員長代理)

第6条 委員会に委員長代理を置く。

- 2 委員長代理は、委員長が指名する。
- 3 委員長代理は、委員長に事故があるときはその職を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員長が事務所長の開催依頼を受託し各委員を招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときにはこの限りでない。
- 3 委員会の意思決定は、出席委員の過半数をもって行う。
- 4 委員会は、目的を達成するために必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、当該年度の3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の一箇月前までに、事務所長又は委嘱委員のいずれから何ら申し出のないときは、引き続き同一条件を持って本規約に基づき期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（大阪府枚方市新町2-2-10）内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めが無い事項は、委員会において定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成22年7月28日から施行する。

淀川河川事務所管内堤防破堤時の堤防調査委員会 名簿

委員長	岡 二三生	京都大学名誉教授
委員	音田 慎一郎	京都大学大学院工学研究科准教授
委員	木元 小百合	大阪産業大学工学部教授
委員	西澤 洋行	淀川河川事務所長
委員	中川 一	京都大学名誉教授
委員	肥後 陽介	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 兼任)
委員	独立行政法人土木研究所又は国土技術政策総合研究所	
計	7 名	

(敬称略・五十音順)